

民間事業者の皆さんも マイナンバーを取り扱います

いつ取り扱うの？

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ① 源泉徴収票の作成
- ② 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- ③ 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払い調書作成 など

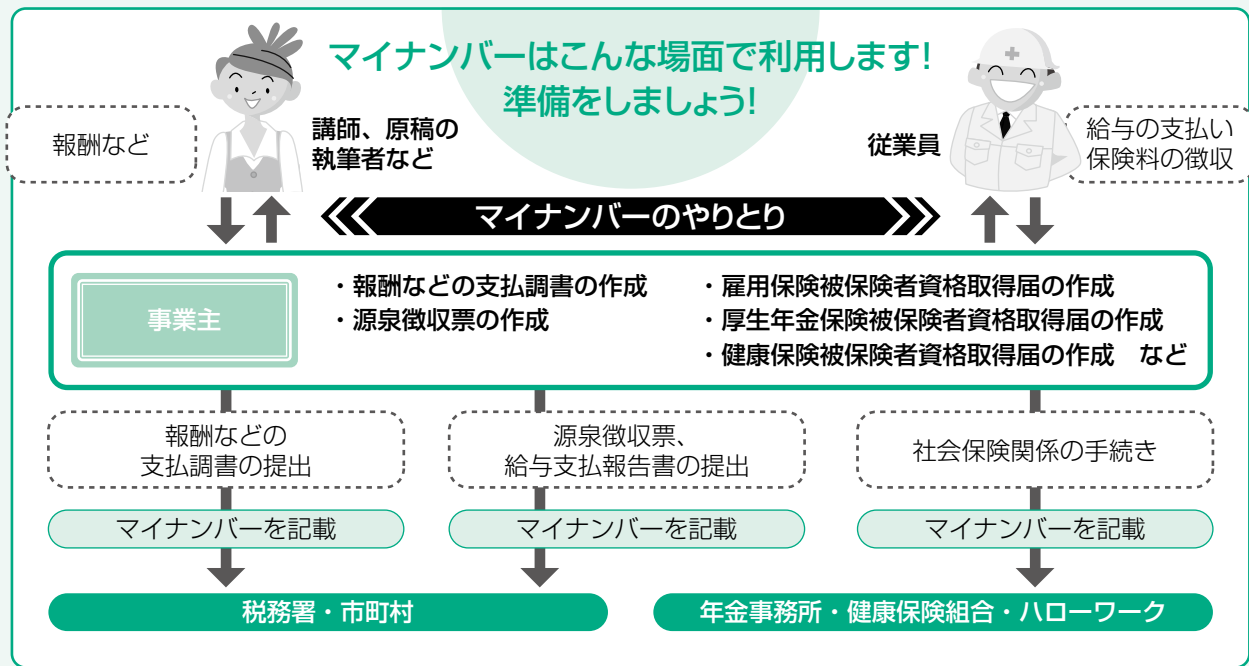
マイナンバーの利用の 注意点

1. **取得**
法令で定められた場合のみ可能です。利用目的の明示や本人確認を厳格に行わなければなりません。
2. **利用・提供**
税や社会保障の書類への記載といった利用目的以外に利用・提供はできません。
3. **保管・廃棄**
法令で義務づけられているなど必要がある場合にかぎり、保管し続けることができますが、不要になった場合は、速やかに廃棄する必要があります。
4. **安全管理**
担当者の明確化、従業員などへの適切な教育、ウイルス対策といった情報漏えい対策などを行う必要があります。

特集

情報ファイル

催し・募集



詳しくは、ホームページや下記へ問い合わせてください。

マイナンバーに関する問合せ先

- **コールセンター** (全国共通ナビダイヤル) ※通話料がかかります。
午前9時30分～午後5時30分 (土・日曜日・祝日・年末年始を除く。)
日本語窓口/ ☎0570-20-0178 外国語窓口/ ☎0570-20-0291
※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応

- **ホームページ** (内閣官房)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー

検索

カード交付について 困市民窓口グループ ☎52-1111 (内線214・218)
個人情報について 困総合政策グループ 情報担当 ☎52-1111 (内線80-69)